

平成 18 年度事業報告

ア 基本方針

平成 18 年度は、介護保険法の改正や障害者自立支援法の施行等に伴い、サービスの提供の枠組みや収支構造が大幅に変動することを踏まえ、新たな制度の下においても柔軟に対応できる事業運営体制を確立するため、更なるサービスの質の向上を目指すとともに、経営の一層の安定化に取り組んだ。

イ 組織、執行体制

1 室 2 本部（調整室、居宅本部及び施設本部）体制の下、効率的な事業運営に努めた。

ウ 居宅介護支援（ケアマネジメント）部門総括

平成 18 年度は、介護保険法の改正により、介護予防ケアマネジメントの導入やケアマネジャー 1 人当たりの標準件数（40 件未満）の設定がなされるとともに、段階的に新予防給付への移行が始まり、給付管理件数が徐々に減少したが、利用者 1 件当たりの介護報酬額が増加したため、当初予算をやや上回る収入が確保できた。

介護予防ケアプランの受入れは、年度末時点（平成 19 年 3 月）で約 100 件であり、各区の地域包括支援センターの事業実施状況や地域状況により当協会への依頼の地域差が見られた。

(ア) 平成 18 年度末における給付管理件数

平成 16 年度（年度末）	4,032 人
平成 17 年度（年度末）	4,261 人
平成 18 年度（年度末）	3,180 人

(イ) 平成 18 年度末における要介護度分布

要支援（経過的要介護）	0.1%
要支援 1	1.1%
要支援 2	2.1%
要介護 1	39.2%
要介護 2	28.8%
要介護 3	14.5%
要介護 4	8.9%
要介護 5	5.3%

エ 訪問介護（ホームヘルプサービス）部門総括

平成 18 年度は、法改正により、予防訪問介護の導入や、生活援助 4（2 時間）以上の廃止等が進められたが、早期に対策を講じ、利用者の理解を得ながらスムーズに移行を進めることができた。事業実績では、利用者数、利用者 1 件当たりの介護報酬額ともに減少した。

利用者数の減少傾向は、介護予防導入に伴うサービス需給の引締め（ケアプランの厳密化、自立支援指導強化、生活援助利用対象範囲の縮小、モニタリング業務負担増等）や、新たに創設された地域包括支援センターの立上げ等に起因すると考えられる。

介護保険制度適用外である「ほのぼのサービス」（私的契約サービス）は、介護保険制度の改正に伴い、更に利用が増加し、年度末で前年度比 20% 増となった。

サービスの質の向上に向け、10 月からケアリーダー（サービス提供責任者）体制を見直し、モデル的にケアリーダーにも利用者ごとの担当に就かせ、成果を得た。また、新たに業務記録等向上委員会を設置し、現場の記録の在り方を整理し、マニュアルを作成するとともに職員研修を行った。

また、法改正を乗り切るため、ヘルパーの労働条件の変更（手当の引下げ）に踏み切り、退職者が増加することとなった。

(ア) 年度末におけるヘルパー数等

	平成 16 年度末	平成 17 年度末	平成 18 年度末
期間パートヘルパー数	111 人	97 人	106 人
パートヘルパー数	2,294 人	2,340 人	2,201 人
契約ヘルパー数	542 人	514 人	439 人
利用者世帯数	7,429 世帯	7,356 世帯	6,852 世帯

(イ) 年度末における介護保険のサービス区分別割合

	平成 16 年度末	平成 17 年度末	平成 18 年度末
身体介護	16.0%	16.6%	17.7%
身体介護+生活援助	23.9%	23.1%	24.9%
生活援助	60.1%	60.3%	44.3%
予防			13.1%

(ウ) 平成 18 年度末における要介護度分布

要支援（経過的要介護）	0.2%
要支援 1	10.8%
要支援 2	15.4%
要介護 1	30.9%
要介護 2	21.1%
要介護 3	10.3%
要介護 4	6.4%
要介護 5	4.9%

(エ) 年度末におけるほのぼのサービスの実績

	平成 16 年度末	平成 17 年度末	平成 18 年度末
利用者数	60 人	386 人	464 人

オ 施設部門総括

8 施設を拠点に、利用者へのサービスの向上を図りながら、介護の質を高める諸方策に積極的に取り組み、地域に根差した施設サービスを展開してきた。

新たな事業として、京都市から 6 箇所の地域包括支援センター及び上京区地域介護予防推進センターを受託し、運営するとともに、介護予防事業に取り組んだ。

一方、平成 18 年 4 月の介護報酬の改定により、施設運営はますます厳しさを増し、長期的な経営の安定化を目的に給与制度を改正し、平成 18 年 4 月から実施した。

また、サービスの質の向上と経営の安定化に向け、質の高い人材の確保を目指し、福祉系大学等の新卒者の一斉採用に取り組み、平成 19 年 4 月に 29 人を採用した。

(ア) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

各ホームにおいて、人権尊重を基本に、より豊かな生活の実現を目指すとともに、施設の中核として地域社会に根差した施設運営に努めている。

平成 18 年度は、「本能」は完全なユニットケア施設として運営し、既存の一部施設でもユニットケアの運営を行うとともに、入居者一人一人の生活を重視したケアに取り組んだ。

a 平成 18 年度末における要介護度分布等

要介護 1	1.0%
要介護 2	11.0%
要介護 3	24.9%
要介護 4	35.6%
要介護 5	27.5%
入居者数	418 人
入居定員	420 人

(イ) ショートステイ（短期入所生活介護事業）

居宅介護支援事業所との連携を密にして利用の促進を図りながら、緊急利用等にも柔軟に対応し、利用者のサービス向上を図りつつ、年間利用率 90%以上を維持するよう努めた。

また、特別養護老人ホームのベッドが入院等により空床となった場合、これを活用したショートステイを実施した。

利用定員	76 人
延べ利用日数	29,689 人日
稼働率	107.0%

(ウ) 老人デイサービスセンター（通所介護事業）

利用者へのサービスの質的向上と家族、介護者への支援の充実に努めながら、各施設の状況に応じ、利用者数の拡大を図るとともに、新たに介護予防サービス事業も展開した。

また、社会福祉法人京都市社会福祉協議会と連携をしながら、「久我の杜」、「塔南の園」、「西七条」及び「修徳」の 4 施設において配食サービス事業を展開した。

通所利用定員	262 人
通所登録者数	1,078 人
配食登録者数	201 人
延べ配食数	34,775 人

(エ) ケアハウス（軽費老人ホーム）

入居者の高齢化が進み、約 3 分の 2 が要介護認定を受けている状態になっており、在宅介護サービスも効果的に利用できるよう、居宅介護支援事業所との連携を密に行い、入居者が自立した日常生活を営めるように支援する施設運営に努めるとともに、入居者の意見が反映できるよう平成 18 年度も施設懇談会を開催した。

年度末の入居者は 48 人、定員は 50 人であった。

a 年度末における要介護度別利用状況

非該当等	20 人
要支援	10 人
要介護 1	12 人
要介護 2	4 人
要介護 3	2 人
要介護 4	0 人
要介護 5	0 人

(オ) 地域包括支援センター

4 月から地域包括ケアの中核機関として、高齢者の多様なニーズや課題に対して、地域の社会資源のネットワークを構築し、ワンストップサービスの拠点として、京都市から 6 箇所の施設で地域包括支援センターを受託し、運営した。相談件数は、延べ 22,646 件だった。

(カ) 地域介護予防推進センター

6 月から要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者及びすべての高齢者に対し生活機能の維持・向上及び生活機能低下の早期発見・早期対応のために、各行政区に 1 箇所開設された地域介護予防推進センターを上京区の「小川」で京都市から受託した。

	回数	延べ人数
転倒予防教室	16 回	88 人
お口の健康教室	3 回	13 人
すこやか学級	11 回	259 人
地域ボランティア育成	1 回	22 人

カ 児童館部門総括

「塔南の園」及び「修徳」児童館は、共に高齢者福祉施設と併設している特色を生かしながら、相互の連携を図り、地域に根差した事業展開を図った。

会員制の乳児・幼児クラブ及び会員制ではない乳幼児親子のための広場、子育てグループの活動支援や子育て講座等の在宅乳幼児親子への子育て支援活動、学童クラブ、障害のある子どもも含めた健全育成、異年齢異世代交流等の活動を実施した。

また、児童館機能の拡張推進活動として、「塔南の園」においては、中高生の活動支援、ヨルのジドウカン、赤ちゃんと年長児童のふれあい交流を行った。

延べ利用者数	58,408人
延べ開館日数	590日
1日平均利用者数	99.0人
子育て相談件数	54件